

移動自転車売買契約に係る仕様書

- 1 件名
移動自転車の売却（単価契約）
- 2 契約期間
2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで
- 3 売却予定台数
売却予定台数は、1,200台とする。ただし、売却予定台数は放置自転車の移動状況により増減することがある。
- 4 契約方法
自転車1台あたりの単価契約とする。
- 5 引取りの依頼及び引渡し日の指定
売主藤沢市（以下「甲」という。）は、150台程度の台数が生じた時（年8回を予定・別紙売却予定表のとおり）、買主（以下「乙」という。）に対して引取りの依頼をするとともに、概ね2週間以内の日を引渡し日として指定する。
- 6 売却代金の納付
甲が発行する納入通知書により期限までに納付すること。
- 7 引渡し
甲は、乙が売却代金を納付したことを確認した後に、次の場所において自転車を引き渡すものとする。
大庭保管所（藤沢市大庭字城下912-3ほか、大庭大橋下）
ただし、甲が引渡し場所を他に指定する場合は、その場所において引き渡すものとする。
- 8 資格要件
乙は次の要件を全て満たしているものとする。
(1) 古物商の許可を有していること。
(2) 2024年12月31日現在において、官公庁等と移動自転車等に係る売買の契約履行実績があること。
- 9 売却条件
(1) 甲が指定した自転車の全量を買取ること。
(2) 自転車の運搬に際しては道路交通法等関係法令を遵守し、部品等を含め落下事故等のないよう、十分な安全確保に努めること。
(3) 自転車の引渡しを受けたときは、移動自転車受領書（第1号様式）を甲に提出すること。
(4) 自転車は、海外へ売却すること。ただし、日本国と国交のない国への売却は禁止する。
(5) 自転車の処理について、次のとおり移動自転車事業報告書（第2号様式）に輸出許可通知書等輸出したことを確認できる書類を添付して甲に提出すること。
ア 4月分から9月分については10月末日まで
イ 10月分から3月分については4月末日まで
なお、契約期間終了後に国外へ売却した場合は、速やかに輸出許可通知書等輸出したことを確認できる書類を甲に提出すること。

- (6) 引渡し場所における分解等の作業は一切行わないこと。
- (7) 自転車に貼られた札やカゴに入れられているごみ等は、乙の責任において処理すること。
- (8) 自転車に貼られた防犯登録シールは必ずはがすこと。また、自転車に記入されている氏名や住所等の個人情報には必ず消すこと。
- (9) 乙は引き受け作業が完了した都度、甲へ電話にて連絡を行うこと。
- (10) 乙は、必ず引渡し場所の門扉の施錠及び接近路の車止めの施錠を行った後引渡し場所から離れること。なお、門扉を閉める際は、必ず入り口から見て右側の門扉を閉めた後、左側の門扉を閉めること。
- (11) 国内の販売は、部品を含め行わないこと。
- (12) 売却できない自転車及び部品を廃棄物として処理する場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関連法令を遵守し、適正に処理すること。
- (13) 引渡し後の自転車に関する責任は乙が負うものとし、第三者より異議の申立て等があった場合には、乙が責任を持って解決すること。
- (14) 甲は、乙に対して売却した自転車の処理状況を調査し、報告を求めることができる。

10 環境に対する配慮

「藤沢市地球温暖化対策実行計画」の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

11 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(以下余白)

移動自転車事業報告書

藤沢市長

自転車受領台数 (月～ 月分) 台

処理内訳
(1) 輸出 台
(輸出先国名)

(2) 廃棄台数 台

(3) その他 (保管中等) 台

上記のとおり報告します。

年 月 日

買主

印

令和7年度 移動自転車売買契約 売却予定表

	納入通知書発送	売却予定日
1回目	5月上旬	5月下旬
2回目	7月上旬	7月下旬
3回目	9月上旬	9月下旬
4回目	10月上旬	10月下旬
5回目	11月上旬	11月下旬
6回目	12月上旬	12月下旬
7回目	1月上旬	1月下旬
8回目	2月上旬	2月下旬

売却対象となる移動自転車の台数により、売却回数が増減することがあります。
増減した際は、別途事前に調整することとします。